

政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
- 第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第三条—第八条）
- 第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項（第九条—第三十一条）
- 第三節 清算中の特定基金等に関する事項（第三十二条—第三十八条）
- 第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項（第三十九条）
- 第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項（第四十条—第四十六条）

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項（第四十七条・第四十八条）

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第四十九条）

第二節 存続連合会の業務等に関する事項（第五十条—第五十二条）

第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項（第五十三条—六十条）

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項（第六十一条—第六十三条）

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項（第六十四条—第六十七条）

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項（第六十八条・第六十九条）

第七節 存続連合会の事務委託に関する事項（第七十一条）

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項（第七十二条—第七十五条）

第四章 その他の経過措置（第七十六条—第八十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に關し必要な経過措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。
- 二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法を
いう。

五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正前の確定拠出年金法（平
成十三年法律第八十八号）をいう。

六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法をい
う。

七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第百二十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法
律第二百五号）をいう。

八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備
政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）を
いう。

九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令

（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）をいう。

十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。

十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。

二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。

二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

(存続厚生年金基金に関する読み替え等)

第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険法 法第一百四十六条ただし書	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
----------------------------	-----------	--

			改正前厚生年金保険
法第百七十四条における 改正前厚生年金保険			法第百七十四条において準用する改正前 厚生年金保険法第九 十八条第一項
厚生労働大臣	被保険者	厚生労働大臣	事業主 第一十七条
基金	加入員	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）	設立事業所の事業主 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百二十八条

			いて準用する改正前 厚生年金保険法第九	
項	改正前確定給付企業 年金法第百七条第一	四項本文	改正前厚生年金保険 法第百七十四条にお いて準用する改正前 厚生年金保険法第九 十八条第三項及び第 四項本文	事業主
項	厚生年金保険法		受給権者 厚生労働大臣 基金	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有 する者 する者

		改正前確定給付企業 年金法第百七条第三項
同法	厚生年金保険法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前厚生年金保険法	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の第百七条
		同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

			改正前確定給付企業 年金法第百十条の二	厚生年金保険法 第一項及び第二項
同法第百五十九条第一項中「 一条第一項から第三項まで	の規定は適用せず、同法第百 五十九条第一項及び第一百六十 一条第一項から第三項まで	同法第百五十九条第四項第一 号、第一百六十一条第四項から 第八項まで及び第一百六十二条	厚生年金保険法第百四十九条 第一項に規定する解散基金加 入員	厚生年金保険法 第六項
同条中「解散したときは、その解散した日にお		同法第百五十九条第四項第一 号	平成二十五年改正法附則第八条に規定する厚生 年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を 負っている者	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前

解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替え第六項の規定による徴収に係る者で適用する第一百六十一條第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第一百六十一條第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第一百十条の二第一項の規定による徴収に係る者で適用する第一百六十一條第一項の規定による徴収に係る者」と、第八十五条の二に規定する責任準備金に相当す

いて」とあるのは「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行つたときは、「と、「責任準備金相当額（政令で定めるところにより算出した責任準備金に相当する額をいう。以下同じ。）」とあるのは「現価相当額（政令で定めるところにより算出した老齢年金給付の現価に相当する金額をいう。）」と、「当該存続厚生年金基金から」とあるのは「当該権利義務の移転を行つた存続厚生年金基金から

改正前確定給付企業 年金法第百十一条第 三項	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	る額」とあるのは「現価相当額」と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行つた基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行つた
同法第百三十八条第六項及び 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項、第 四十三条、第四十四条及び第四十五条	
同法第一百四十七条第四項、第 百六十一条及び第一百六十二条	同法第一百四十七条第四項、第 百六十一条及び第一百六十二条		

年金法第百十二条第 改正前確定給付企業	厚生年金保険法	同法第一百四十七条第四項	厚生年金保険法 年金法第百十一条第 四項	改正前確定給付企業 厚生年金保険法 年金法第百十一条第 四項	同法第一百三十二条第二項 同法第一百四十六条 同法第一百三十八条第六項中 同項中
厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第三十四条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第百三十二条第二項 同条 同項中
厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第三十四条第四項	同法第一百四十七条第四項	厚生年金保険法 年金法第百十一条第 四項	改正前確定給付企業 厚生年金保険法 年金法第百十一条第 四項	よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百三十八条第六項及び

				五項
改正前確定給付企業 年金法第百十三条第	六項	改正前確定給付企業 年金法第百十二条第	確定給付企業年金法 厚生年金保険法	基金が解散する 基金が第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散する
厚生年金保険法第百六十一条 第一項に規定する責任準備金 年金法第百十三条第	同法	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 六項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企業年金法 厚生年金保険法	厚生年金保険法 基金が第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散する
厚生年金保険法第百六十一条 第一項に規定する責任準備金 年金法第百十三条第	改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額（以下「責任準備金相当額」とい	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額（以下「責任準備金相当額」とい	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額（以下「責任準備金相当額」とい	厚生年金保険法 基金が解散する 基金が第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散する

改正前確定給付企業 年金法第百四十四条第	一項 に相当する額
責任準備金に相当する額	う。） に相当する額

2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその

効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	第一条第二項	法
		厚生年金保険法（以下「法」）
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による 厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による 厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」）

第十七条第五項第二号	第十六条第一号		第十条第一項	第十五条	第三条		
法	法	法	法	法	厚生年金基金（以下「基金」という。）	厚生年金基金	厚生年金保険法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による存続厚生年金基金（以下「基金」という。）	厚生年金保険法（以下「法」という。）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による存続厚生年金基金（以下「基金」という。）	改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による存続厚生年金基金（以下「基金」という。）	厚生年金基金（以下「基金」という。）	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）	よりなおその効力を有するものとされた改正前

			号
第二十一条		第二十条第一項	
法第一百四十四条の二第一項	企業年金連合会（ 存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第 十三号に規定する存続連合会をいう。 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第一百四十四条の二第一項	法第一百四十四条の三第三項 法第一百六十条第五項 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十条第五項 厚生年金保険法第一百四十四条の三第三項	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前

			法第一百四十四条の三第三項
第二十四条の二第一 一	法第一百六十条第五項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十四条の三第三項	
法第一百三十三条の二第二項	法第一百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十条第五項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十二条第四項
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十二条第二項	法第一百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十二条第二項	

				項
第二十九条第一項第 法	第二十八条の二及び 第二十九条第一項	第三項第二号及び第 二十八条第二項	第二十四条の三第一 号、第二十七条の二 号、第二十九条第一項	法第一百三十二条第二項
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百三十条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百三十条第五項	厚生年金保険法第百三十三条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法	厚生年金保険法第百三十三条の二第二項

第一項及び第二項 第三十条第三項	一号並びに第三十条 第三十一条第一項	法第一百三十条の二第一項 第三十三条の二第一項	法第百三十条の二第二項 第三十三条の二第一項	厚生年金保険法 厚生年金保険法
法 第三十三条の三	法 第三十三条の二	法 第三十三条の二第一項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	法第百三十条の二第二項 厚生年金保険法第百三十条の二第一項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第百三十条の二第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	よりなおその効力を有するものとされた改正前

第三十五条から第三 法	第三十四条の三	第三十四条の二	解散する	厚生年金保険法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二 十五年改正法附則第十九条第九項の規定により 解散する	法第一百三十九条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二 十五年改正法附則第十九条第九項の規定により 解散する	厚生年金保険法

		十六条の二まで
第三十六条の三第一号	法第一百十一条第一項の設立の認可（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。）	厚生年金保険法 よりなおその効力を有するものとされた改正前
法第一百四十三条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

			第三十六条の五第一項	
第三十九条の二第一項			第三十八条第二項	法 設立の認可、合併
法	法第一百四十二条第二項	法第一百十一条第一項若しくは 第一百四十三条第四項の規定に基づき	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 合併

第三十九条の二第二項	年金給付等積立金の額	厚生年金保険法
第三十九条の三第一号 平成十三年政令第四百二十四号	確定給付企業年金法施行令（ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施 行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年 政令第七十四号。以下「経過措置政令」という 。）第三条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）	年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附 則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金 の額をいう。以下同じ。）

各号列記以外の部分	第三十九条の三第二項第二号	法第一百三十二条第二項	
第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六	法第一百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十二条第二項
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前		下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。°

第三十九条の九	第三十九条の八	第三十九条の七
法第一百三十六条の三第一項第	法第一百三十六条の三第一項第 五号イ	法第一百三十六条の三第一項第 四号イ
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第四号 イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号 イ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第四号 イ

第三十九条の十一	第三十九条の十第一号	第三十九条の十各号	五号口
五号二	法第一百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号	厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号

第三十九条の十二第 一項及び第二項各号 列記以外の部分	第三十九条の十三各 号列記以外の部分	法 五百三十六条の三第一項第 五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法	二
第三十九条の十三第 一号	第三十九条の十三第 法	法第一百三十六条の三第一項第 五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法
第三十九条の十三第 二号	法第一百三十六条の三第一項第 五号	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 の厚生年金保険法

			第三十九条の十四
第一項	第四十一条の三の三 から第六項まで	第三十九条の十六 第四十一条の三並び に第四十一条の三の 二第一項及び第四項	法 法第一百三十六条の四第三項
法第一百四十四条の三第一項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法
厚生年金保険法第一百四十四条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法

号 第四十一条の四第五 及び第二号	第四十一条の三の三 法 第二項、第四十一条 の三の四第一項、第 四十二条の三の五並 びに第四十一条の四 各号列記以外の部分	確定給付企業年金法施行令
法第一百四十四条の五第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法	経過措置政令第三条第三項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前確定給付企 業年金法施行令
厚生年金保険法第一百四十四条の五第一項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前		

第四十一条の五各号	列記以外の部分	第四十一条の五第一号	第四十一条の五第二号	法第百四十七条第四項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
法第一百三十八条第二項	法第一百四十四条の五第一項	法第一百四十七条第四項	法第一百四十四条の五第四項	平成二十五年改正法附則第三十四条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第一百四十四条の五第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に	厚生年金保険法第一百四十四条の五第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第一百四十四条の五第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第一百四十七条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

				第五十五条の二第一 項各号列記以外の部	
第五十五条の三第一	法第八十五条の三	第五十五条の二第一 項第一号口(1)	法第一百三十二条第二項	法第八十五条の三 分	厚生年金保険法第百三十八条第二項 よりなおその効力を有するものとされた改正前
第五十五条の三第一	法第八十五条の三	第五十五条の二第一 項第一号口(2)	法第一百三十二条第二項	厚生年金保険法第八十五条の三 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第百三十二条第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前

第五十五条の四第一項	第五十七条第一項及び第五十九条第一項	法第百三十二条第二項（）	法	厚生年金保険法第八十五条の三
第六十条の二第一項及び第二項	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（）	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（）
第六十条の一第四項	法附則第三十条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十条第二項

			法第一百三十二条第二項
第六十三条第八号	第六十条の三、第六十二条第一項、第二项及び第四項並びに第六十三条各号列記以外の部分	法第一百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十二条第二項
法第四十四条の二	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

			正前厚生年金保険法第四十四条の二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
附則第八条	第一百三十二条第二項	法第一百四十四条の五第四項	厚生年金保険法第一百三十二条第二項
確定給付企業年金法 法第一百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法第一百四十四条の五第四項
準備金相当額	給付企業年金法 十五年改正法第二条の規定による改正前の確定	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任

3 存続厚生年金基金については、改正前確定給付企業年金法施行令第一条第二項、第二条第二号から第四号まで、第七十三条（第七項及び第九項を除く。）、第七十四条の二から第八十八条まで、第八十八条の三、第九十三条及び附則第二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	厚生年金基金
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二

第二条第四号	第一条第三号	第一条第二号	
第一百十五条の三第二項若しく	法第一百十条の二第三項	法第一百七条第一項	<p>十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に	<p>厚生年金基金</p> <p>存続厚生年金基金</p> <p>確定給付企業年金法第一百十条の二第三項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第一百七条第一項</p>	<p>十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>

				は第百十五条の四第二項又は 厚生年金保険法第百六十五条规定の二第二項
第七十九条第一項」とあるの	法第一百七条第一項	厚生年金保険法第百六十五条 第五項	厚生年金保険法第百四十四条 の三第五項	よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百十五条の三第二項又は 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項若し くは第五十八条第二項
法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百七条第一項	平成二十五年改正法附則第十一条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百四十四条の三第五項	よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百十五条の三第二項又は 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項若し くは第五十八条第二項

第七十三条第三項	第七十三条第二項	
法第一百七条第一項	<p>厚生年金基金</p> <p>は「</p> <p>第七十九条第一項」とあるの</p>	<p>は「</p> <p>厚生年金基金</p> <p>法第一百十条の二第一項</p>
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に	<p>存続厚生年金基金</p> <p>業年金法</p> <p>の効力を有するものとされた改正前確定給付企</p> <p>業年金法</p> <p>法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ</p> <p>の効力を有するものとされた改正前確定給付企</p>	<p>年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ</p> <p>の効力を有するものとされた改正前確定給付企</p> <p>業年金法</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に</p> <p>よりなおそる効力を有するものとされた改正前</p> <p>確定給付企業年金法第一百十条の二第一項</p>

<p>第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七条第一項</p>	<p>第七十三条第四項</p>
<p>法第一百十条の二第一項</p>	<p>厚生年金基金 法第一百七条第二項</p> <p>存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七条第二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項</p>

				厚生年金基金
第七十三条第五項			第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	存続厚生年金基金
法第一百十五条の二第一項	法第一百十条の二第三項	同条第六項 第六項	「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第六項	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
確定給付企業年金法第一百十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第一項	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

			第七十三条第六項	
第一条第四号	第八十一条の二第一項」とあるのは「第八十一条の二第一項」とあるのは「	法第一百十五条の三第一項	厚生年金基金	存続厚生年金基金
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため	十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給 付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第一百十五条の三第一項	第八十一条の二第一項」とあるのは「平成二 十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給 付企業年金法	第八十一条の二第一項」とあるのは「平成二 十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給 付企業年金法

			<p>の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の第二条第四号</p>
該確定給付企業年金	当該厚生年金基金の 移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）とあるのは「当該確定給付企業年金	当該厚生年金基金の 移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいづれか早い日まで」とあるのは「まで	<p>厚生年金基金の厚生年金保険法</p> <p>存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
	当該存続厚生年金基金の 又は移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいづれか早い日まで」とあるのは「まで		

第七十三条第八項

法第百七条第一項

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

確定給付企業年金法第百七条第一項

厚生年金基金

第七十九条第一項」とあるのは
は一

存続厚生年金基金

法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

業年金法

第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項」とあるのは「

法第七十九条第五項において準用する法第七十

厚生年金保険法第百十一条第
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に

六条第二項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

				第七十三条第十項	
第七十九条第五項」とあるのは「	第七十九条第一項」とあるのは「	厚生年金基金	存続厚生年金基金	法	一項
年改正法附則第五条第一項の規定によりなおす 法第七十九条第五項」とあるのは「平成二十五 年改正法附則第五条第一項の規定によりなおす の効力を有するものとされた改正前確定給付企 業年金法	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五 年改正法附則第五条第一項の規定によりなおす の効力を有するものとされた改正前確定給付企 業年金法	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなその効力を有するものとされた改正前 事業所の被保険者の二分の一以上	厚生年金保険法第百四十四条第一項の当該適用	よりなその効力を有するものとされた改正前

第七十九条第二項」とあるの は「	第七十九条第一項」とあるの は「	第七十三条第十一項
法第七十九条第二項」とあるのは「平成二十五 年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前確定給付企 業年金法	第七十九条第四項」とあるのは「平成二十五 年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前確定給付企 業年金法	第七十三条第十一項
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法		

			厚生年金基金
第七十四条の二一項	第七十九条第二項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第七十九条第二項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	存続厚生年金基金
法第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という	法第七十九条第四項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	法第七十九条第四項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第七十五条第一項	
法第一百十一条第三項	<p>同法</p> <p>厚生年金基金</p> <p>同項</p>
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	<p>存続厚生年金基金</p> <p>同条</p> <p>正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八条</p>

		厚生年金保険法	確定給付企業年金法第百十一条第三項
基金が	厚生年金基金令	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）
基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の			

厚生年金保険法	法第一百十一条第三項	確定給付企業年金法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法	規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法	規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により

第七十六条				
法第一百十一条第三項	厚生年金基金	同法第一百十一条第一項	厚生年金基金令 額	同法第一百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた廢止前厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた廢止前厚生年金基金令	厚生年金保険法

		厚生年金基金令	確定給付企業年金法第百十一条第三項
及び確定給付企業年金法	「解散したときは」とあるのは 「確定給付企業年金法」	解散したときは」とあるのは「平成二十五年改 正法附則第五条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平成二十五年改正法第 二条の規定による改正前の確定給付企業年金法 (以下「改正前確定給付企業年金法」という。)	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基 金令
正前確定給付企業年金法	及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改	正法附則第五条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平成二十五年改正法第 二条の規定による改正前の確定給付企業年金法 (以下「改正前確定給付企業年金法」という。)	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基 金令

			第七十七条
付企業年金法	厚生年金基金が法 存続厚生年金基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金令 経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	年月日」とあるのは「確定給付企業年金法
確定給付企業年金法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法	金令	厚生年金基金令 の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金	年月日」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

				第七十八条第一項
厚生年金基金	同項に規定する責任準備金に相当する額	第八十条 法	第七十八条第二項及び第七十九条 法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
存続厚生年金基金	準備金相当額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金 存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第八十一条第一項

法第百十二条第五項

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

確定給付企業年金法第百十二条第五項

厚生年金保険法

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

厚生年金保険法

厚生年金基金令

経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金

金令

解散する

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

厚生年金保険法第百四十五条第一項又は平成二

十五年改正法附則第十九条第九項の規定により

法第一百十二条第四項	第六項 厚生年金保険法第百三十八条	法第一百十二条第五項 厚生年金保険法第百三十八条	第八十一条第二項 確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法

厚生年金基金	法 第八十二条各号列記 以外の部分	厚生年金基金令 額	同法第百六十一条第一項に規定する責任 定する責任準備金に相当する 準備金相当額	厚生年金保険法第百三十条の 二第二項 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任 準備金相当額
存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法	経過措置政令第三条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた廢止前厚生年金基金 令	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法	確定給付企業年金法第百十二条第四項 平成二十五年改正法附則第十一条第一項

			第八十二条第一号	厚生年金基金
第八十四条		第八十三条第一項	法第一百四十四条第一項	法第一百四十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等
法第一百四十四条第一項	法第一百三十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	法第一百三十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	法第一百四十四条第一項	解散し、又は消滅した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百四十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	法第一百三十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	存続厚生年金基金

第八十五条各号列記 以外の部分	第八十六条 法	法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法	確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十七条第一項各号列記以外の部分	法	法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法
厚生年金基金令 金令	確定給付企業年金法 経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法

				第八十八条の三第一項	第八十八条の三第一項	第八十七条第二項
法第九十一条の二第二項	法第一百十五条の五第二項	法第一百十五条の二第二項	厚生年金基金	存続厚生年金基金	確定給付企業年金法	法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の五第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第二項	厚生年金基金	存続厚生年金基金	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第二項
正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項	正前確定給付企業年金法第一百十五条の五第二項	正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第二項	正前確定給付企業年金法第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	正前確定給付企業年金法第六十三条第一項の規	正前確定給付企業年金法第六十三条第一項の規	正前確定給付企業年金法第六十三条第一項の規

			連合会
		法第九十一条の三第一項	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）
厚生年金基金の厚生年金保険法	法第一百十五条の三第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の三第二項
厚生年金基金の厚生年金保険法	法第一百十五条の四第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第二項

第九十三条第一項 第九十三条第三項	法第一百十五条の二第一項及び 第一百十七条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の二第一項	ものとされた改正前厚生年金保険法	
第九十三条第四項 附則第二条の二	厚生年金基金 法第一百十条の二第三項	厚生年金基金の 法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金は 存続厚生年金基金の 存続厚生年金基金は	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第三項
第九十三条第四項 附則第二条の二	厚生年金基金 法第一百十条の二第三項	存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	存続厚生年金基金は 存続厚生年金基金の 存続厚生年金基金は	ものとされた改正前厚生年金保険法

法第百十条の二第一項

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項

4 存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第十一條第一号口、第二十一條第一項、第二十二條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十三条第一項の規定は、なお

その効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一号口	厚生年金基金	存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）
----------	--------	--

第二十一条第一項

法第五十三条第一項の規定により厚生年金基金	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第一項の規定により存続厚生年金基金
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五条改正法」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）

号列記以外の部分 第二十二条第一項各		同法第一百三十条の三 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	
法 第二十二条第一項各	同法第二条第二項 同法第二百四十六条 確定拠出年金法第五十三条第一項 厚生年金保険法第一百三十条の三 平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条第一項 三条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第二百四十六条 確定拠出年金法第二条第二項	成十三年法律第八十八号)
平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法 より読み替えて適用する法 第二十二条第一項各	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第二百四十六条 確定拠出年金法第二条第二項 平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条第一項 三条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十条第一項 三条第一項	成十三年法律第八十八号)

				厚生年金基金	第二十二条第一項第一号
第二十二条第二項	第二十二条第一項第二号	厚生年金基金 厚生年金保険法	同法	厚生年金保険法	厚生年金保険法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
法	厚生年金保険法 存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前	存続厚生年金基金

第五十三条第一項 一号及び第二号	法第一百八条第一項	厚生年金基金	存続厚生年金基金
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一百八条第一項の規定により基金	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一百八条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生	厚生年金基金 厚生年金保険法 存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法第一百八条第一項

	「年金基金」という。）
同法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前
確定拠出年金法第百八条第一項の規定により基金 厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第百八条第一項の規定により存続厚生年金基金

5　存続厚生年金基金について改正後確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、当該給付の額の算定の基礎としないこととされた加入者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三

号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令第一条第二項の規定の適用については、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないものとする」とする。

6 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる改正後確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	企業年金基金（	第二十六条
企業年金基金	厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいい、解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。）、企業年金基金（	企業年金基金（
厚生年金基金及び企業年金基金	厚生年金基金及び企業年金基金に	

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限つて行うことができる。

（平成二十五年改正法附則第八条に規定する责任準備金相当額の算出方法）

第五条 平成二十五年改正法附則第八条に規定する责任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる

額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

(存続厚生年金基金に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読み替え等)

第六条 平成二十五年改正法附則第九条第一項において第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第九条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第一百四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

前条第一項の規定に基づき、
政府が解散厚生年金基金等か
ら

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号）附則第八条の規定
により政府が解散した同法附則第三条第十一号

に規定する存続厚生年金基金（以下「解散存続厚生年金基金」という。）から同法附則第八条に規定する

第四項及び第六項	解散厚生年金基金等は 解散厚生年金基金等	解散存続厚生年金基金は 解散存続厚生年金基金
----------	-------------------------	---------------------------

2 平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各号列記	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九条第一項において 準用する平成二十五年改正法
-----------	-----------	--

以外の部分

				第八十三条第一項
解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第五	平成二十五年改正法附則第八条の規定により徴収する同条	解散厚生年金基金等	第八十三条第一項
解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第五	第八十三条第一項の規定によりなおそる効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法

			第八十七条第一項	平成二十五年改正法
			第八十七条第二項	平成二十五年改正法
			第七十九条又は経過措置政令	平成二十五年改正法
			第八十八条	平成二十五年改正法
第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百三十三条第一項に規定する解散厚生	解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下この条におい	解散存続厚生年金基金	経過措置政令	平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

3 平成二十五年改正法附則第九条第二項において平成二十五年改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法

て「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下の条において「存続厚生年金基金」という。）

が、平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）

責任準備金（同法第一百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額

責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。）

同法第百十四条第一項に

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

確定給付企業年金法第百十四条第一項に

当該解散厚生年金基金等

確定給付企業年金法

当該存続厚生年金基金

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

解散厚生年金基金等

存続厚生年金基金

(前納する額の基準)

第七条 平成二十五年改正法附則第十条第二項の政令で定める基準は、同条第一項の規定により前納しよう

とする日における年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第六十一条第一項並びに第六十二条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）の額から当該前納

しようとする額を控除した額が、平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前納しようとする日から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をし、又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をしようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

（前納責任準備金相当額の還付）

第八条　政府は、平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十一年改正法附則第八条及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により政府が徴収することとなつた責任準備金相当額を上回るときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定によりなお存続するも

のとみなされた当該責任準備金相当額を前納した解散した存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）に還付するものとする。

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項

（自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件）

第九条 平成二十五年改正法附則第十一条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められこと又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け金の総額（免除保険料額（存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回つてのこと。

一 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じてること。
（自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額）

第十条 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額

一 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利

子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読み替え）

第十一条 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準備金相当額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（自主解散型納付計画の承認の要件）

第十二条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間ににおいて第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件）

第十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間ににおいて第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く。）を講じていること。

二　自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読み替え）

第十四条　平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「年金給付等積立金の額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつて

は、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

（自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読み替え等）

第十五条 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

前条第一項の規定に基づき、
政府が解散厚生年金基金等か
ら同項に規定する責任準備金
に相当する額

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号）附則第十一条第七
項の規定により政府が同条第一項に規定する自

主解散型基金（以下この条において「自主解散

型基金」という。）から同法附則第十一条第七

項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する

場合又は同法附則第十三条第一項の規定により

政府が自主解散型基金から同法附則第十一条第

一項に規定する年金給付等積立金の額

解散厚生年金基金等は
自主解散型基金は

当該責任準備金に相当する額
当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等

積立金の額

解散厚生年金基金等
自主解散型基金

第四項及び第六項

2

平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては

、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金

法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各号列記 以外の部分		平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十二条第一項	存続厚生年金基金	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金（以下「自主解散型基金」という。）	平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金の効力を有するものとされた相当額又は平成二十五年改正法附則第十三条第
第八十三条第一項	解散厚生年金基金等	自主解散型基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ

					改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	一項の規定により徴収する同項に規定する年金給付等積立金
第七十九条又は経過措置政令	第八十七条第一項	第八十六条	第八十四条及び第八十五条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
経過措置政令	平成二十五年改正法	解散厚生年金基金等	自主解散型基金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法

		第八十七条第二項
	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十一年改正法
第一項	第八十八条	平成二十五年改正法附則第十八条第一項における改正後の厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第十八条第二項において平成二十五年改正法附則第百三十二条の規定によりな
おその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次
の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替
えるものとする。

確定給付企業年金法（平成十
三年法律第五十号）第一百十三
条第一項に規定する解散厚生
年金基金等（以下この条にお
いて「平成二十五年改正法」とい
う。）附則第十

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号。以下この条におい
て「平成二十五年改正法」という。）附則第十

いて「解散厚生年金基金等」という。）が、同法

一条第一項に規定する自主解散型基金（以下この条において「自主解散型基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）

責任準備金（同法第二百二十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十二条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する年
---	--

				金給付等積立金をいう。) の額
同法第一百四条第一項に 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第一百四条第一項に 確定給付企業年金法第一百四条第一項に	当該解散厚生年金基金等	当該給付企業年金法	第二項	
平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	当該自主解散型基金	当該解散厚生年金基金等		
自主解散型基金	解散厚生年金基金等			

(自主解散型納付計画の提出の特例)

第十六条 自主解散型基金であつてその設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。

以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主）のうちに当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」という。）を当該自主解散型基金が政府に納付することが適当であると当該自主解散型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」という。）があるものは、平成二十五年改正法附則第十二条第三項第二号の規定にかかわらず、当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する自主解散型納付計画（以下この条において「自主解散型納付計画」という。）を作成することができる。

2 前項の規定により作成した自主解散型納付計画について平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該一括納付対象事業

業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定による掛金とみなす。

3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条第一項	各事業主
各事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主（第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）	各事業主

			附則第十二条第三項 第二号
		年金給付等積立金の額	
附則第十二条第五項 附則第十二条第十項	各事業主	事業主	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）
年金給付等積立金の額（次条第一項に規定する年金給付等積立金の額）	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）	事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額

附則第十三条第一項 及び第三項	年金給付等積立金の額」 年金給付等積立金の額を	基金一括納付額」 基金一括納付額を
--------------------	----------------------------	----------------------

（自主解散型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第十七条 平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消された
自主解散型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定を適用する
場合においては、同項中「自主解散型納付計画」とあるのは、「附則第十五条第一項の規定による取消し
前の自主解散型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

（清算型基金の指定の要件）

第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。

2 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日（以下この条において「指定日」という。）の属する事業年度の前事業年度（当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回つていること又は平成八年四月一日から当該指定日までの間に存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回つたことがあること若しくは存続厚生年金基

金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。

二 指定において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（当該存続厚生年金基金の加入員を除く。）の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

3 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとすることとする。

一 指定日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していくと認められること又は指定日の属する月前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に

対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回つてること。

二　年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じてること。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する読み替え）

第十九条　平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準備金相当額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定す

る企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件）

第二十条 平成二十五年改正法附則第二十条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間ににおいて第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え）

第二十一条 平成二十五年改正法附則第二十条第四項において平成二十五年改正法附則第十一条第八項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

（清算型納付計画の承認の申請をした清算型基金による前納に関する読み替え）

第二十二条 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「年金給付等積立金の額を」と

、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成

一十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

(清算型納付計画の承認の要件)

第二十三条 平成二十五年改正法附則第二十一条第六項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間ににおいて第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型納付計画の承認に係る認定の要件)

第二十四条 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他該清算型基金の年金給

付等積立金の額を増加させるために必要な措置（口に掲げる措置を除く。）を講じてること。

二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え）

第二十五条 平成二十五年改正法附則第二十二条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

（清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え）

第二十六条 平成二十五年改正法附則第二十三条において平成二十五年改正法附則第十四条第六項の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第二十三条の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三条第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

（清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読み替え等）

第一七条 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

前条第一項の規定に基づき、
政府が解散厚生年金基金等か
ら同項に規定する責任準備金
に相当する額

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号）附則第二十条第三
項の規定により政府が同法附則第十九条第一項
に規定する清算型基金（この条において「清算
型基金」という。）から同法附則第十一条第七
項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する

場合又は同法附則第二十二条第一項の規定により政府が清算型基金から同法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額

第四項及び第六項	解散厚生年金基金等は 当該責任準備金に相当する額	清算型基金は 当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等 積立金の額
解散厚生年金基金等 清算型基金	当該責任準備金に相当する額 当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等 積立金の額	

2 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			第八十二条各号列記
平成二十五年改正法 以外の部分	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金（以下「清算型基金」という。）
第八十三条第一項 第八十二条第一号	存続厚生年金基金 解散厚生年金基金等	清算型基金	平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第二十二条第一項の規定により徴収する同項に規定する年金給付等積立金
平成二十五年改正法 徵収する平成二十五年改正法 百十三条第一項の規定により 改正前確定給付企業年金法第 百十三条第一項の規定により	平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた 改正前確定給付企業年金法第 百十三条第一項の規定により	清算型基金	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第二十二条第一項の規定により徴収する同項に規定する年金給付等積立金

第八十八条 第一条	第八十七条第二項	第八十七条第一項	第八十六条	第八十五条	第八十四条及び第八 十五条	附則第八条に規定する責任準 備金相当額
解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法
清算型基金	平成二十五年改正法	第七十九条又は経過措置政令	経過措置政令	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項にお いて準用する平成二十五年改正法

厚生年金保険法

平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第二十五条第二項において平成二十五年改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百三十二条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法十五年改正法附則第二十五条第一項において準
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第十九条第一項に規定する清算型基金（以下この条において「清算型基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準

同法第百十四条第一項に	<p>責任準備金（同法第百十三条 第一項に規定する責任準備金 をいう。）に相当する額</p>	<p>用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前 の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十 号。以下この条において「改正前確定給付企業 年金法」という。）</p>
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	<p>減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附 則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相 当額をいう。）又は年金給付等積立金（平成二 十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年 金給付等積立金をいう。）の額</p>	

		確定給付企業年金法第百十四条第一項に
第二項	当該解散厚生年金基金等	当該清算型基金
解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	確定給付企業年金法第百十四条第一項に

(清算型納付計画の提出の特例)

第二十八条 清算型基金であつてその設立事業所の事業主（当該清算型基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算型基金を設立している各事業主）のうちに当該清算型基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」という。）を当該清算型基金が政府に納付することが適当であると当該清算型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」という。）があるものは、平成十五年改正法附則第二十一条第三項第一号の規定にかかわ

らず、当該清算型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する清算型納付計画（以下この条において「清算型納付計画」という。）を作成することができる。

2 前項の規定により作成した清算型納付計画について平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認を受けた当該清算型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該清算型基金が当該基金一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定による掛金とみなす。

3 第一項の規定により清算型納付計画を作成した清算型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第二十一条及び第二十二条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十一条第一項	各事業主
附則第二十一条第三項第一号	各事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主（第三項第一号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）
附則第二十一条第三項第一号	年金給付等積立金の額

分項	項目	附則第二十一条第四項各号列記以外の部	事業主
年金給付等積立金の額（次条第一項に規定する年金給付等積立金の額）	各事業主	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）	事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）

附則第二十二条第一項及び第三項	年金給付等積立金の額を 基金一括納付額を	き額を加算した額
-----------------	-------------------------	----------

（清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第二十九条 平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第二十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「清算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五条第一項の規定による取消し前の清算型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があつたときは、その納付があつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

（責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例）

第三十条 平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の認定又は平成二十五年改正法

附則第十二条第七項若しくは第二十一条第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となつているとき、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第四十条及び第四十二条を除き、以下同じ。）は、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員であった者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であった期間（以下この項において「存続厚生年金基金加入員期間」という。）を改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下この項において「老齢給付金等」という。）の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者である期間（以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。）とみなして老齢給付金等の支給をすることができる旨が定められているときは、当該存続厚生年金基金の加入員であった者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができる。

2

前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であった者の同意を得なければならない。

（自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の要件の特例）

第三十一条 平成二十五年改正法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）から起算して一年を

超えない期間内において平成二十五年改正法附則第十二条第一項若しくは第二十条第一項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在するものについて第九条、第十二条、第十三条、第二十条、第二十三条及び第二十四条の規定を適用する場合においては、第九条及び第十二条中「いずれにも」とあり、第十三条第一号中「二以上に」とあり、第二十条及び第二十三条中「いずれにも」とあり、並びに第二十四条第一号中「二以上に」とあるのは、「いずれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項

(清算中の特定基金に関する読み替え等)

第三十二条 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十三条第三項	第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合する	特定基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び附則第三十八条第二項において「平成二十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、平成二十五年改正法の施行の日において清算中
------------	---	---

附則第三十三条规定第六	項	附則第三十二条规定第五	附則第三十三条规定第四	と厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第一百六十一条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金解散した特定基金	のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）
第八十五条の二の規定により	保険料	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「連合会等」という。）	連合会等	

			項
附則第三十九条第一項	附則第三十九条第一項	附則第三十九条第一項	政府が解散した連合会から徵収する徴収金
附則第三十八条规定による改正前 の確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前 の確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前 の確定給付企業年金法	政府が解散した連合会から徵収する徴収金
附則第三十八条第一項において準用する 改正前確定給付企業年金法第百四十四条第 一項	前条第一項の規定に基づき、 政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	減額責任準備金相当額又は責 任準備金相当額	減額責任準備金相当額

るものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）

附則第三十三条第三項の規定に基づき、政府が平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（以下この項において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から減

附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第 四項及び第六項	附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第一項	解散厚生年金基金等は当該責任準備金に相当する額	解散厚生年金基金等は当該責任準備金に相当する額	額責任準備金相当額
<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百三十三条第一項に規定する解散厚生基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）</p> <p>附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）</p>	解散厚生年金基金等は当該減額責任準備金相当額	特定基金は当該減額責任準備金相当額	

という。）が、同法

前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項の規定により減額責任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この項において同じ。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する平成二十五

第一条の十三第二項 改正前保険業法附則	附則第三十八条第三 項において準用する	
確定給付企業年金法	当該解散厚生年金基金等 同法第一百四条第一項に をいう。)に相当する額	責任準備金(同法第一百十三条 第一項に規定する責任準備金 をいう。)に相当する額
平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定 によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項にお いて準用する改正前確定給付企業年金法	当該特定基金 同項に 減額責任準備金相当額	企業年金法(平成十三年法律第五十号。次項に おいて「改正前確定給付企業年金法」という。)

解散厚生年金基金等

特定基金

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第一項

法附則第三十三条第三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第六十七条第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十

		第六十五条第一項第一号	
当該基金		基金が設立された 平成二十五年改正法の施行の日（以下この号において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条及び第六十七条第一項において「特定基金」という。）が設立された	五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第六十七条第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項
当該特定基金			

第六十五条第二項	第六十七条第一項	基金	法第百三十二条第二項
第六十七条规定第一項第 一號	法附則第三十九条第一項 第六十七条第一項第 一號	特定基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 厚生年金保険法第百三十二条第二項

当額

3 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の適用について、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条各号列記	法	以外の部分
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険		

第八十三条第一項	第八十二条第一号		
解散厚生年金基金等	厚生年金基金	厚生年金基金	<p>法」という。）附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
特定基金	特定基金	<p>平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	

第八十四条	法第一百四十四条第一項	法第二百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額
第八十五条	法第一百四十四条第三項	平成二十五年改正法附則第二十七条规定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額

			第八十六条
第八十七条第一項各号列記以外の部分	法	解散厚生年金基金等	法第一百十四条第一項
厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第一項	特定基金	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年

平成二十五年改正法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生

		第八十七条第二項
第八十八条	解散厚生年金基金等	法
特定基金	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法	政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令

年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読み替え等）

第三十三条 平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十四条第五項	特定基金
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第	

附則第三十五条第三項	附則第三十四条第五項	
平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規	平成二十五年改正法附則第三十四条第五項	<p>三十八条第二項において「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項の承認の申請をした特定基金(平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの)を除く。以下この条において「特定基金」という。)</p>

項	附則第三十四条第七 附則第三十八条第二 附則第三十四条第六 附則第三十三条第四 項において準用する	特定基金	第八十五条の二の規定により 政府が解散した連合会から徵 収する徴収金	附則第三十四条第七 第八十五条の二の規定により 政府が解散した連合会から徵 収する徴収金
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下この項におい て「平成二十五年改正法」という。）の施行の 日（以下この項において「施行日」という。）	確定給付企業年金法 の確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前 の確定給付企業年金法	附則第三十五条第三項

附則第三十四条第六項において準用する		
連合会又は他の基金	連合会又は他の基金	<p>前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第二項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの）を除く。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>
連合会等	<p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>	

附則第三十三条第五項	附則第三十八条第一項
前条第一項の規定に基づき、 政府が解散厚生年金基金等か ら同項に規定する責任準備金 に相当する額	前条第一項の規定に基づき、 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下この項におい て「平成二十五年改正法」という。）附則第二 十八条第一項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十五年改正法第一条の規 定による改正前の厚生年金保険法（以下この項 において「改正前厚生年金保険法」という。） 附則第三十四条第五項の規定に基づき、政府が 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項に おいて「施行日」という。）前に改正前厚生年

附則第三十八条第一				
解散厚生年金基金等	当該責任準備金に相当する額 解散厚生年金基金等は	特定基金は 相当額	金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの）を除く。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額	金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの）を除く。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額
特定基金	当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額	当該責任準備金に相当する額 解散厚生年金基金等は	特定基金は 相当額	金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの）を除く。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額

<p>項において準用する</p> <p>改正前確定給付企業</p> <p>年金法第百四十四条第</p>	<p>四項及び第六項</p>
<p>附則第三十八条第三項において準用する</p> <p>改正前保険業法附則第一条の十三第一項</p> <p>第一条の十三第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法</p> <p>前記の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四条第一項の承</p>	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百三十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）</p>

責任準備金（同法第二百二十三条） 第一項に規定する責任準備金	
責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額）	<p>認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したもの）を除く。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>

附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第二項		をいう。）に相当する額
確定給付企業年金法	当該解散厚生年金基金等	同法第一百四条第一項に
平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第一項に	当該特定基金	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）

解散厚生年金基金等

特定基金

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（施行日前に解散したもの）を除く。）については、廃止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 法附則第三十九条第一項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）

		第一項第一号
法附則第三十三条第三項に	法附則第三十三条第三項又は 第三十四条第五項の規定によ り解散した特定基金	附則第三十九条第一項
法附則第三十三条第三項に	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規 定により解散した平成二十五年改正法の施行の 日（以下この項において「施行日」という。） 前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一 項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年 金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定 基金をいい、施行日前に解散したものと除く。 次号において「特定基金」という。）	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改

正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に

3 平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の適用について、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条各号列記	法	以外の部分
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険		

第八十三条第一項	第八十二条第一号		
解散厚生年金基金等	厚生年金基金	厚生年金基金	<p>法」という。）附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
特定基金	特定基金	<p>平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下「特定基金」という。）</p>	

第八十五条		法第一百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額
法第一百十四条第三項	法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定により徴収する同項に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額
平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により徴収する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額

			第八十六条
第八十七条第一項各号 列記以外の部分			法第一百十四条第一項
法	解散厚生年金基金等	特定基金	<p>平成二十五年改正法附則第二十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第一項</p> <p>正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十 四条第三項</p>

厚生年金基金令

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令

平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項にお

第八十七条第二項

法

第八十八条	解散厚生年金基金等	特定基金	いて準用する改正前確定給付企業年金法
-------	-----------	------	--------------------

4 平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(清算未了特定基金に関する読み替え等)

第三十四条 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合においては、同条第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十四条第五項	特定基金
附則第三十四条第五項	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八条第二項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）</p>
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平	

附則第三十八条第二一	附則第三十四条第七項	
確定給付企業年金法	第八十五条の二の規定により 政府が解散した連合会から徵 収する徵収金	附則第三十五条第三項 による改正前の附則第三十四条第五項
平成二十五年改正法第一条の規定による改正前	保険料	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の規定による改正前の 附則第三十五条第三項

<p>附則第三十四条第六項において準用する</p> <p>附則第三十三条第四項</p>	<p>特定基金</p> <p>の確定給付企業年金法</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>
---	--

			連合会又は他の基金
年金法第百四十四条第 一項において準用する 改正前確定給付企業 に相当する額	附則第三十八条第一 項	附則第三十三条第五 項	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定 する存続連合会若しくは同条第十五号に規定す る連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生 年金基金（次項において「連合会等」という。 ）
前条第一項の規定に基づき、 政府が解散厚生年金基金等か ら同項に規定する責任準備金 に相当する額	前条第一項の規定に基づき、 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下この項におい て「平成二十五年改正法」という。）の施行の	附則第三十四条第六 項	連合会又は他の基金 連合会等

日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四条第五項の規定による納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額又は改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額

附則第三十八条第一項 改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項及び第六項	解散厚生年金基金等 特定基金	当該責任準備金に相当する額 当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額	解散厚生年金基金等は 特定基金は
附則第三十八条第三項において準用する 改正前保険業法附則 第一条の十三第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百三十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）	当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額

という。）が、同法

前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年

当該解散厚生年金基金等	同法第百十四条第一項に	第一項に規定する責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額をいう。）に相当する額	責任準備金（同法第百十三条に規定する責任準備金相当額をいう。）と相当する額
当該特定基金	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項に	第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）	責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額をいう。）又は減額責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）

附則第三十八条第三項

確定給付企業年金法

項において準用する

改正前保険業法附則

第一条の十二第二項

解散厚生年金基金等

特定基金

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

法附則第三十九条第一項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二

	<p>第一項第一号</p> <p>法附則第三十三条第三項又は 第三十四条第五項の規定によ り解散した特定基金</p>
	<p>十八条第三項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十五年改正法第一条の規 定による改正前の厚生年金保険法（以下この項 において「改正前厚生年金保険法」という。）</p> <p>附則第三十九条第一項</p> <p>平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規 定により解散した平成二十五年改正法の施行の 日（以下この項において「施行日」という。）</p> <p>前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五 項の規定により納付の猶予がされた特定基金（ 改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に</p>

		規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。次号において「特定基金」という。)
法附則第三十三条第三項に 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に 正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に	3 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の適用について、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	

第八十二条各号列記
以外の部分

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

厚生年金基金	<p>成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> <p>平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保</p>
--------	--

第八十四条	第八十三条第一項	第八十二条第一号	
法第一百四十四条第一項	<p>解散厚生年金基金等</p> <p>法第百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額</p>	厚生年金基金	特定基金
平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により徴収する同項に規定する責任準備金相当額又は改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額	<p>平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改</p>		<p>険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。</p> <p>以下「特定基金」という。)</p>

第八十五条	法第一百十四条第三項	正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百十一条第一項
第八十六条	法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四条第三項

第八十七条第一項各号列記以外の部分		
<p>厚生年金基金令</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令</p>	<p>法</p> <p>平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>解散厚生年金基金等</p> <p>特定基金</p>

第七十三号) 第一条の規定による廃止前の厚生

年金基金令

第八十七条第二項

法

平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法

第八十八条

解散厚生年金基金等

特定基金

4 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(存続連合会等に行わせる業務に関する経過措置)

第三十五条 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項又は第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年改正法 附則第四十条第九項	その業務
改正後確定給付企業 年金法第九十一条の 十八第七項	その業務（附則第二十七条第二項又は第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。）
その業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十七条第二項又は第二十八条第一項若しくは	その業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十七条第二項又は第二十八条第一項若しくは

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が行う業務を除く。）

（清算未了特定基金型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読み替え）

第三十六条 平成二十五年改正法附則第三十一条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未了特定基金」と読み替えるものとする。

（清算未了特定基金型納付計画の提出の特例）

第三十七条 清算未了特定基金であつてその設立事業所の事業主（当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主）のうちに当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特定基金が政府に納付することが適當であると当該清算未了特定基金が認めるものがある場合における次の表の上欄に掲げる平成二十五年改

正法の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十条第一項	各事業主	各事業主（当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認める事業主（第三項及び次条第一項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）
附則第三十一条第三項	各事業主	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十二条第一項	額を除く	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。） 額及び基金一括納付対象事業主に係る前条第四項第一号の額の合計額を除く

（清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十二条において準用する平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された清算未了特定基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第三十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「清算未了特定基金型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五条第一項の規定による取消し前の清算未了特定基金型納付計画（前条第四項第一号に係る部分（当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項

第三十九条 平成二十五年改正法附則第三十三条第一項第二号ロの政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び

第四十一条の三の五第二項に規定する期間

二 第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項各号に掲げる期間

三 第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条

の五の三第二項に掲げる期間

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項

（設立事業所の一部について行う残余財産の確定給付企業年金への交付）

第四十条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金の事業主（改正後確定給付企業年金法施行令第一条第一項に規定する事業主をいう。以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸收分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等（規約型企業年金（改正後確定給付企業年金法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。）の事業主及び企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）をいう。以下この条及び第四十二条において同じ。）が、当該解散した存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの当該解散した存続厚生年金基金に係る残余財産の交付を受ける場合

二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る残余財産の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合（当該一部移転加入員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用されなくなつたとき、当該一部移転加入員の同意を得て当該残余財産の交付を受ける場合に限る。）

三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員のうち、残余財産を分配することを希望する者以外の者に係る残余財産の交付を確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合

（設立事業所に係る解散基金加入員等に分配すべき残余財産の交付を申し出る際の手続）

第四十一条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金（解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。第二号及び第三項において「交付存続厚生年金基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）への交付を

申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならない。

一 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。次項において「交付解散基金加入員等」という。）が使用される設立事業所の事業主の全部

二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者

2 前項の場合において、交付解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

3 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき、当該交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族の同意を得なければならない。

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定により解散した存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付した場合における加入者期間の取扱い）

第四十二条 確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基金加入員等に係る加入員期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者期間に算入するものとする。

（平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額及び月数）

第四十三条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、別表の規定により次項に規定する月数により定まる金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大

となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十八条及び第五十五条に基づく申出を行つた被共済者にあつては、零月）とする。

（平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率）

第四十四条 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業

退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

（存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定の読み替え）

第四十五条 平成二十五年改正法附則第三十六条第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六条第一項」とあるのは「附則第三十六条第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第六項の規定の読み替え）

第四十六条 平成二十五年改正法附則第三十六条第十項において同条第六項の規定を準用する場合において

は、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

（設立に必要な被保険者数の特例）

第四十七条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第二条の規定にかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた廃止前厚生年金基金令第一条第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第四十八条 旧厚生年金基金が行つた処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第一百六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九条 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			て準用する第九十八
条第三項	厚生労働大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	する者
条第四項本文 附則第三十条第三項 において準用する同 条第一項	受給権者 厚生労働大臣 連合会	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者 年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者 年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者	連合会の 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規

存続連合会については、廃止前厚生年金基金令第四十八条の一、第五十二条の六第一項、第五十二条の

				定する存続連合会（以下「連合会」という。）
附則第三十条第三項 条第二項	第八十五条の二 平成二十五年改正法附則第八条	責任準備金に相当する額（次 条、附則第三十三条、第三十 四条及び第三十八条において 「責任準備金相当額」という 。）	責任準備金相当額	の
第一百三十二条第二項		平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた平成二 十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百 三十二条第二項		

七、第五十四条第一項、第五十五条の二第一項（第二号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第二項から第四項まで、第五十七条から第六十条の三まで及び附則第六条の規定、廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第二条（第二号を除く。）、第四条、第六条から第十四条まで、第十九条、第二十六条第一項から第四项まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）、第二十八条の二、第三十条、第三十一条、第三十七条（第二項を除く。）、第三十九条の二、第三十九条の五から第四十一条まで、第四十二条（第三号を除く。）、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条並びに第四十八条の規定は、な並びに廃止前厚生年金基金令附則第六条において準用する廃止前厚生年金基金令附則第五条の規定は、なその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の二

法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五

老齢年金給付の支給に関する 年金給付等積立金	第五十五条の四第一 項	第五十二条の六第一 項
時金相当額	老齢年金給付の支給に関する 権利義務を移転することができ るものであるとき又は年金 給付等積立金若しくは脱退一 う。）	連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定 する存続連合会（以下「連合会」という。） 平成二十五年改正法附則第五十三条第四項及び 第五項に規定する年金給付等積立金（以下この 項及び次項において「年金給付等積立金」とい

第五十四条第一項において準用する第二法	第五十七条第一項	第五十五条の四第四項	第五十五条の四第三項	権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金）	法第一百三十二条第二項（厚生年金保険法第一百三十二条第二項）	年金給付等積立金 当額	老齢年金給付の支給に関する 義務の移転又は脱退一時金相当額	年金給付等積立金
（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金）	（厚生年金保険法第一百三十二条第二項）	（年金給付等積立金 当額）	（老齢年金給付の支給に関する 義務の移転又は脱退一時金相当額）	（年金給付等積立金）

			条各号列記以外の部 分
第五十四条第一項に おいて準用する第二 条第一号 第五十四条第一項に おいて準用する第二 条第三号	法第一百十五条第一項第一号	第五十四条第一項に おいて準用する第二 条第一号	成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五 年改正法」という。）附則第三十八条第一項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前 の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険 法」という。）第一百五十三条第二項において準 用する改正前厚生年金保険法
法第一百十五条第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百五十三条第一項第二号 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百五十三条第一項第三号		

				条
第五十四条第一項において準用する第三 おいて準用する第三	第五十四条第一項に おいて準用する第十 四条第二項	第五十四条第一項に おいて準用する第十 四条第二項	第五十四条第一項に おいて準用する第十 三条第四項	第五十四条第一項に おいて準用する第十 三条第二項
第五十四条第一項に おいて準用する第十 四条第二項	第五十四条第一項に おいて準用する第十 四条第二項	加入員及び加入員であつた者 が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に 関する義務を負つてゐる者	加入員及び加入員であつた者 が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に 関する義務を負つてゐる者	第一条各号 第二条第一号及び第三号から第七号まで
第五十四条第一項に おいて準用する第三	法第百三十条の二第一項 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改			

				十条
第五十四条第一項に	第五十四条第一項に おいて準用する第三 十九条の二第一項	第五十四条第一項に 法第一百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百五十九条の二第二項	正前厚生年金保険法第一百五十九条の二第一項
年金給付等積立金	以下同じ ）及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）（以下「年金給付等積立金等」という	基金 存続連合会		
年金給付等積立金等				

			おいて準用する第三
十九条の二第二項	第五十四条第一項に おいて準用する第三	掛金収入の	基金
法	年金給付等積立金	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一 条第一項から第四項までの規定によりなおその 効力を有するものとされた改正前厚生年金保険 法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五 年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年 金基金から交付を受け、又は徴収する	存続連合会
第五十四条第一項に おいて準用する第三	年金給付等積立金等	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項におい 十九条の五	

第五十四条第一項に おいて準用する第三 五号イ	第五十四条第一項に おいて準用する第三 五号イ	第五十四条第一項に 法第一百三十六条の三第一項第 四号イ	第五十四条第一項に 法第一百三十六条の三第一項第 四号
第五十四条第一項に おいて準用する第三 五号イ	第五十四条第一項に 法第一百三十六条の三第一項第 四号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十四条第三項におい て準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条 の三第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十四条第三項におい て準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条 の三第一項第四号
第五十四条第一項に おいて準用する第三 五号イ	第五十四条第一項に 法第一百三十六条の三第一項第 四号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十四条第三項におい て準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条 の三第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十四条第三項におい て準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条 の三第一項第四号

十九条の八

第五十四条第一項において準用する第三十九条の九		法第一百三十六条の三第一項第四号イ
法第一百三十六条の三第一項第五号ロ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第四号イ	正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号イ
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号イ		

<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十</p>	<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十</p>	<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十</p>
<p>法第百三十六条の三第一項第 五号ハ</p>	<p>法第百三十六条の三第一項第 五号イ</p>	<p>法第百三十六条の三第一項第 五号イ</p>
<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ハ</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ</p>

			第五十四条第一項において準用する第三十九条の十二	
年金給付等積立金	第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三各号列記以外の部分	法第百三十六条の三第一項第五号	法第百三十六条の三第一項第五号へ(2)	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号へ(2)
年金給付等積立金等	正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号	て準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の三第一項第五号二

<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第一号</p>		<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第一号</p>
<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第二号</p>	<p>法第一百三十六条の四第一項</p>	<p>法第一百三十六条の四第一項</p>
<p>第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第二号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百五十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の四第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条</p>

第五十四条第一項において準用する第三十九条の十四	第五十四条第一項に おいて準用する第三十九条の十五	第五十四条第一項に おいて準用する第三十九条の十六	年金給付等積立金 年金給付等積立金等	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十六条
法	の三第一項第五号			

第一項第一号	附則第六条において 準用する附則第五条 の部分	附則第六条において 準用する附則第五条 第一項各号列記以外 の部分	第十五条第一項に おいて準用する第四 十八条
基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十 年改正法」という。）附則第三条第十三号に規 定する存続連合会（以下「存続連合会」という	第三十九条の二第三項 同条第三項	第四十二条 （第三号を除く。） の四第三項

附則第六条において	第一項第二号	附則第六条において 準用する附則第五条	掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）の額
基金	相当額	当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金 準用する附則第五条	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一 条第一項から第四項までの規定によりなおその 効力を有するものとされた平成二十五年改正法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法及 び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改 正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基 金から交付を受ける額（代行給付に要する費用 に係るもの）を除く。
存続連合会	附則第八条に規定する責任準備金相当額	当該存続連合会が老齢年金給付の支給に関する 義務を負つてゐる者に係る平成二十五年改正法 附則第八条に規定する責任準備金相当額	。

準用する附則第五条

年金給付等積立金

第二項

年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）

3 存続連合会について改正後確定拠出年金法施行令第二十条の二の規定を適用する場合においては、次の

表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

法第四十八条の三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第四

第二項					
企業年金連合会 法第四十八条の三	連合会が		確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号	次項及び第二十六条	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会
存続連合会 平成二十五年改正法附則第四十条第八項	存続連合会が		平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百五十三条第十二号	次項	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会

確定給付企業年金法施行令第
六十五条の九及び第六十五条
の十

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施
行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年
政令第七十四号）第五十二条

第二節 存続連合会の業務等に関する事項

（基金中途脱退者の加入員であつた期間）

第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であつた期間は、老齢年
金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第三条第二項の
規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五
第二項、第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令
第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚
生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべ
き期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であつた期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎とし

て用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。

(存続連合会の附帯事業)

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業
(存続連合会の業務の委託)

第五十二条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託

会社（同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同条第九

項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。)以外の法人に委託する場合にあつては、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節 基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項

(存続連合会老齢給付金等の額の基準)

第五十三条 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金、平成二十一年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに平成二十五年改正法附則第四十五条第三項及び第四十九条第

三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

（存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読み替え）

第五十四条 平成二十五年改正法附則第四十五条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等」と読み替えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十九条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四

十九条第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3 平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項

、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで及び第五十二条から

第五十四条までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項た

だし書

老齢給付金、脱退一時金及び
遺族給付金

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五
年改正法」という。）附則第四十二条第三項、
第四十三条第三項、第四十六条第三項及び第四
十七条第三項の存続連合会老齢給付金（以下「
存続連合会老齢給付金」という。）並びに平成
二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十

第三十六条第一項		第三十四条第二項
加入者又は加入者であつた者	老齢給付金 存続連合会老齢給付金	障害給付金 平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び 第四十八条第三項の存続連合会障害給付金（以 下「存続連合会障害給付金」という。） 連合会遺族給付金

第三十七条第一項	老齢給付金	事業主等	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	存続連合会老齢給付金	七条第三項の終了制度加入者等
第三十七条第二項、第三十八条及び第四十条	老齢給付金	存続連合会老齢給付金	存続連合会老齢給付金	老齢給付金	第三十七条第一項

			会「遺族給付金」という。)は
第五十二条	第四十八条	加入者又は当該確定給付企業 年金の老齢給付金の支給を受 けている者	遺族給付金を
加入者又は加入了であつた者	遺族給付金	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基 金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十 三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改 正法附則第四十四条第三項の解散基金加入員等 、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の 確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改 正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等 、平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の 終了制度加入者等	存続連合会遺族給付金を
平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の解	存続連合会遺族給付金		

第五十三条	障害給付金 遺族給付金	存続連合会障害給付金	四十八条第三項の終了制度加入者等
第五十四条 加入者又は加入者であつた者	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の解散基金加入員等 、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等 又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度加入者等		散基金加入員等又は平成二十五年改正法附則第

(準用規定)

第五十五条 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条及び第二十六条の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金（第五十八条において「存続連合会老齢給付金等」という。）について、改正後確定給付企業年金法施行令第二十九条の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条第三項の存続連合会遺族給付金並びに存続連合会障害給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			第二十五条
第二十九条第二号	第二十九条第一号	記以外の部分 第二十六条第一項及び第二十九条各号列	法 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
老齢給付金	老齢給付金	法 平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
存続連合会老齢給付金	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条规定の存続連合会老齢給付金(以下「存続連合会老齢給付金」という。)	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法

第三十九条第三号	法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第五十条第一項	存続連合会老齢給付金	老齢給付金
第三十三条各号列記以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五十一条	第三十三条各号列記
第三十三条第二号及び第三十四条各号列記以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法第三十六条第二項（第二号を除く。）	法第三十六条第二項	第三十三条第二号及び第三十四条各号列記以外の部分
第三十四条第一号	法第九十八条	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五十一条	
五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年	平成二十五年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十	り五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年		

金保険法第百七十三条

（存続連合会への基金脱退一時金相当額の移換の申出等）

第五十六条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金基金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「附則第四十二条第一項」とあるのは「附則第四十六条第一項」と、「基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金脱退一時金相当額（次条第二項に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。）」と、「基金中途脱退者」とあるのは「確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。）」と読み替えるものとする。

3 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項に規定する申出について準用する。

第五十七条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により基金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第四十三条第一項、第四十四条第一項若しくは第十四条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた解散した存続厚生年金基金の清算人は、当該基金脱退一時金相当額又は残余財産の存続連合会への移換の申出があつた旨を、存続連合会へ通知しなければならない。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六条第一項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出を受けた事業主等又は平成二十五年改正法附則第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

（差別的取扱いの禁止）

第五十八条 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

（基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者への存続連合会の説明義務）

第五十九条 存続連合会は、基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、当該基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に説明しなければならない。

（解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例）

第六十条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金（以下「解散をしようとする基金等」という。）が平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定に基づき移換する基金脱退一

時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額（改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項に規定する額）を超える部分の額とする。

2　解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項

（存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出）

第六十一条 平成二十五年改正法附則第五十三条第一項の規定による施行前基金中途脱退者等（同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による

施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金（同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限つて行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による施行後基金中途脱退者等（同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。）の移換の申出について準用する。

3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定による老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の年金給付等積立金等（同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。）の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱

退者等（同項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。次項及び第七項において同じ。）の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。

（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）

第六十二条 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力

を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散をした丙基金の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。）の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項（第二号を除く。）において同じ。）の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金

保険法第百六十条の二第二項の規定により存続連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条の解散した旧厚生年金基金の加入員であつた期間

一 平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号において同じ。）であつた期間

三 平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条若しくは平成二十五年改正法附則第四十七条第一項に規定する終了制度加入者等であつた期間

間

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金等の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等又は老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 前項第一号に定める期間

二 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第一号に定める期間

三 平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第三号に定

める期間

(年金給付等積立金の計算)

第六十三条 平成二十五年改正法附則第五十三条第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合 施行前基金中途脱退者等が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合 責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険

法附則第三十条第三項において準用する同条第二項の過去期間代行給付現価の額（以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。）を存続連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項

（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）

第六十四条 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同一項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百六十条第二項

連合会

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。次項及び第一百六十三条の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存

				続連合会（以下「連合会」という。）
2	第一百六十三条第三項 基金	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	中途脱退者又は解散基金加入 員	中途脱退者
	第八十五条の三 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十五条の三	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条及び第五十四条第一項及び第六十一条の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第五十二条及び第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第一百六十三条の四第 一項	

			第五十二条
			法
法第百六十条第一項	法附則第三十二条第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五条改正法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）	
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項	第六十一条第一項各号列記以外の部分	

第六十一条第一項第 二号	第六十一条第一項第 二号	法第一百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 一号	正前厚生年金保険法第百六十条第一項
法	法	法第一百三十二条第四項	厚生年金保険法第百三十二条第二項	
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前		

<p>第五十四条第一項において準用する第十 九条</p>	<p>第五十四条第一項における「基金」</p>
<p>加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第二十八条第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条において「存続連合会」という。）</p>
<p>第五十四条第一項において準用する第二 十九条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百六十四条第一</p>

項において準用する改正前厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十二条の二第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）」と、「連合会」とあるのは「同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の三及び第五十四条第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百六十二条第五項

連合会が老齢年金給付 に法第一百六十二条第二項の規 支給する一時金たる給付並び		<p>の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百六十条の二第三項</p>
支給する	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次条及び第五十四条第一項において「連合会」という。）が老齢年金給付	

九条 第五十四条第一項において準用する第十	第五十二条の三	
基金	法第一百六十条の二第三項及び 第一百六十二条第五項	法第一百六十条の二第三項、第 百六十一条第五項及び第一百六 十二条第二項に規定する交付 金並びに 平成二十五年改正法附則第六十 一条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十条の二第三項に規 定する交付金及び
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五	平成二十五年改正法附則第六十 一条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十条の二第三項	定により連合会が支給する死 亡又は障害を支給理由とする 年金たる給付又は 平成二十五年改正法附則第六十 一条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十条の二第三項に規 定する交付金及び

第五十四条第一項において準用する第二十六条第一項に おいて準用する第二十六条第三項及び第 四項並びに第二十七	第五十四条第一項に おいて準用する第二 十六条第一項	第五十四条第一項に 加入員若しくは加入員であつた者 た者又はこれらの者の遺族	
遺族給付金 第五十四条第一項に おいて準用する第二 十六条第三項及び第 四項並びに第二十七	支給する年金たる給付又是一時金たる給付（以下「遺族給付金」という。） 中途脱退者又は解散基金加入員の死亡に 続連合会が支給する一時金たる給付	加入員又は加入員であつた者 の支給による義務を負つてゐる者 中途脱退者又は解散基金加入員 存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付 の支給に関する義務を負つてゐる者	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付 の支給に関する義務を負つてゐる者 中途脱退者又は解散基金加入員 存続連合会が支給する一時金たる給付 の支給に関する義務を負つてゐる者 存続連合会（以下「存続連合会」という。）

		条の二第一項
第五十四条第一項において準用する第二 十七条の二第三項第 一號	第五十四条第一項において準用する第二 十八条第二項	加入員又は加入員であつた者 中途脱退者又は解散基金加入員
平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法（以下この項において「改正前 厚生年金保険法」という。）第一百六十四条第一 項において準用する改正前厚生年金保険法	法	

5 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険

法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百六十一条第一項	連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が同条第十号に規定する旧厚生年金基金（以下「基金」という。）が基金が	第一百六十三条の四第一項
一項 第一百六十三条の四第一項	任準備金に相当する額 第八十五条の二に規定する責 任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任 準備金相当額	第一百六十条第五項の規定によ り老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱
解散基金加入員			

退者又は解散基金加入員

第八十五条の三

平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五条の三

6 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第二十四条の三（第二号に係る部分に限る。）、第五十二条の二から第五十二条の三の二まで及び第五十四条第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第二号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、な
おその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条の三第二
法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

給付並びに法第百六十二条第 一項	第五十二条の二 法第百六十条の二第三項及び 第一百六十一条第五項の規定に より連合会	成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五 年改正法」という。）附則第六十一条第三項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前 の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険 法」という。）
給付	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十一条第五項の規 定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号 に規定する存続連合会（次条及び第五十四条第 一項において「連合会」という。）	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第一百六十一条第五項の規 定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号 に規定する存続連合会（次条及び第五十四条第 一項において「連合会」という。）

			二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又是一時金たる給付
第一項 第五十二条の三の二	第五十二条の三	法第一百六十条の二第三項及び第一百六十一条第五項	法第一百六十条の二第三項、第一百六十一条第五項及び第一百六十二条第二項に規定する交付金並びに
法第一百六十一条第三項 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改定正前厚生年金保険法第一百六十一条第五項 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定	法第一百六十条の二第三項及び第一百六十一条第五項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定正前厚生年金保険法第一百六十一条第五項 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定正前厚生年金保険法第一百六十一条第五項 平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定

				正前厚生年金保険法第百六十一條第三項
第五十二条の三の二 第二項	法第一百三十二条第二項	法第一百六十三条の三第一項	改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の 基金の
第五十四条第一項に おいて準用する第十 九条	法第一百三十二条第二項	改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十三條の三第一項	改正前厚生年金保険法第百六十三條の三第一項 の厚生年金制度の健全性及び信頼性の確保のため 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十 年改正法」という。) 附則第三条第十三号に規 定する存続連合会(以下「存続連合会」という

第五十四条第一項に	条の二第一項 四項並びに第二十七 十六条第三項及び第 四項及びに第二十七 条の二第一項	第五十四条第一項に おいて準用する第二 十六条第一項	第五十四条第一項に おいて準用する第二 十六条第一項		
加入員又は加入員であつた者		遺族給付金	支給する年金たる給付又是一時金たる給付（以下「遺族給付金」という。）	中途脱退者又は解散基金加入員	加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族
中途脱退者又は解散基金加入員		中途脱退者又は解散基金加入員の死亡に關し存続連合会が支給する一時金たる給付	存続連合会が年金たる給付又是一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者	中途脱退者又は解散基金加入員	存続連合会が年金たる給付又是一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者

おいて準用する第二 十七条の二第三項第 一号	第五十四条第一項に おいて準用する第二 十八条第二項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法（以下この項において「改正前 厚生年金保険法」という。）第一百六十四条第一 項において準用する改正前厚生年金保険法	
7 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定 する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第一百六十二条第二項 中「連合会」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」			

という。）」と、「第一百四十七条第四項に規定する」とあるのは「残余財産を分配すべき」とする。

8 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の四（第二項後段を除く。）、第五十二条の五（第二項後段を除く。）及び第五十四条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の二第一項及び第三項、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の五、第二十七条の二第二項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条の規定は並びに廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の二

法第一百六十条の二第三項及び

第一百六十二条第五項の規定に

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

より連合会が老齢年金給付の

成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五

第五十二条の四第一		<p>額に加算する額及び支給する一時金たる給付並びに法第百六十二条第二項の規定により連合会が支給する</p>
法	<p>法第百六十条の二第三項、第一百六十一条第五項及び第一百六十二条第二項に規定する交付金並びに</p>	<p>年改正法」という。）附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第一百六十二条第二項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が支給する</p>
平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十二条第二項に規定する交付金及び</p>	<p>年改正法」という。）附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第一百六十二条第二項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が支給する</p>

				項各号列記以外の部
第五十二条の四第一 項第一号	第五十二条の四第二 項前段において準用 する第二十六条の二 第一項及び第三項各 号列記以外の部分	第五十二条の四第二 項前段において準用 する第二十六条の二 第一項及び第三項各 号列記以外の部分	法 基金	分
改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定す る旧厚生年金基金	連合会遺族給付金	正前厚生年金保険法	定によりなおその効力を有するものとされた改
給付対象者 第五十二条の四第二 項前段において準用 する第二十六条の二	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確 保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平			

第三項第三号

第五十二条の四第二項前段において準用	第三項第一号	第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七条の二	第一項	第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七条の二	給付対象者	成二十五年改正法」という。) 附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧厚生年金基金」という。)の加入員であつた者
法		加入員又は解散した旧厚生年金基金の		遺族給付金	解散した旧厚生年金基金の加入員であつた者	解散した旧厚生年金基金の加入員であつた者
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平				連合会遺族給付金		

			する第二十七条の二	
第五十二条の五第二項前段において準用	第三項第二号	第五十二条の四第二項前段において準用する第二十八条第一項	第五十二条の四第二項前段において準用する第二十八条第一項	遺族給付金及び障害給付金
加入員又は 第二項	障害給付金	連合会障害給付金	連合会遺族給付金	厚生年金保険法
第五十二条の五第二項前段において準用する第二十六条の五及び第二十七条の二	連合会障害給付金			成二十五年改正法第一条の規定による改正前の 保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確 保のための厚生年金保険法等の一部を改正する

			する第二十七条の二 第三項第一号
第五十四条第一項に おいて準用する第十 項	第五十二条の五第二 項前段において準用 する第二十八条第一 項	第五十二条の五第二 項前段において準用 する第二十七条の二 第三項第二号	第五十二条の五第二 項前段において準用 する第二十七条の二 第三項第一号
基金	遺族給付金及び障害給付金	連合会障害給付金	法 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法 号に規定する旧厚生年金基金の

成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という）

加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族

存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者。

（移換金に関する経過措置）

第六十五条 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十五条第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び第一百六十五条の四において「連合会」という。）」とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条

の五の二第一項及び第四項、第五十二条の五の四並びに第五十五条の四第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の五の二 法	第一項
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二年改正法」という。）附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
基金	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）

				第二項
第五十二条の五の四 第二号	第五十二条の五の四 第一号	各号列記以外の部分	法第一百六十条の二第二項	定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法第百六十五条第六項
確定給付企業年金法	法	平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法	平成二百五十五年改正法附則第六十二条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法	平成二百五十五年改正法附則第六十二条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前厚生年金保険法

3 平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第一百六十五条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一
部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この
条及び第一百六十五条の四において「連合会」という。）」とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項前段及び第四項、第五十二条の五の三第三項並びに第五十五条の四第二項から第四項までの規定並びに廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項前段において準用する同条第一項の規定は

、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第五十二条の五の二 法第一百六十五条の二第一項
第三項	第五十二条の五の三	第二項前段
法第一百六十五条の二第二項	二第一項	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次条第三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百六十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおすの効力を有するものとされた改</p>

第五十五条の四第一項	第五十五条の四第三項	第五十五条の四第二項
<p>正前厚生年金保険法第百六十五条の二第二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項において「基金」という。）は</p> <p>基金は</p> <p>第五十五条の四第三項</p> <p>第五十二条の五の二</p> <p>第五十二条の五の二</p> <p>第二項前段において</p> <p>準用する同条第一項</p> <p>による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五</p> <p>法第一百六十五条第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。）は</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年</p>	<p>連合会は</p> <p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この項において「連合会」という。）は</p> <p>連合会は</p> <p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この項において「連合会」という。）は</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年</p>	

同条第一項	金保険法」という。) 第百六十五条の二第一項
基金の加入員 確定給付企業年金の加入者	改正前厚生年金保険法第百六十五条第一項

5 平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び次条において「連合会」という。）」とする。

6 平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二（第一項、第二項及び第三項後段を除く。）の規定及び同条第三項前段において準用する同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項前段

第五十二条の五の二 第三項前段において 準用する同条第一項	法第一百六十五条第一項の規定 による中途脱退者等（同項に 規定する中途脱退者等をいう 。以下同じ。）に係る老齢年 金給付の支給に関する権利義 務の移転の申出及び同条第五 項の規定による	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号）附則第六十二条第 三項の規定によりなおその効力を有するものと された同法第一条の規定による改正前の厚生年 金保険法第一百六十五条の三第一項
-------------------------------------	--	---

同条第一項	改正前厚生年金保険法第百六十五条第一項
基金の加入員	<p>企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）</p>

（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）

第六十六条 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令

第六十五条の二、第六十五条の四から第六十五条の六まで及び第六十五条の七第二項の規定、改正前確定

給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第二項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二

法第九十一条の二第三項及び

第九十一条の三第三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条並びに第六十五条の五第一項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定によ

老齢給付金及び遺族給付金、 法第九十一条の四第三項の規 定により連合会が支給する障 害給付金及び遺族給付金並び に法第九十一条の五第三項の 規定により連合会が支給する	企業年金連合会（厚生年金保 険法第百四十九条第一項の企 業年金連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第 十三号に規定する存続連合会
老齢給付金及び遺族給付金	十一條の二第三項	る改正前の確定給付企業年金法（以下この条並 びに第六十五条の五第一項及び第三項において 「改正前確定給付企業年金法」という。）第九

事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項	第六十五条の五第二項	第六十五条の五第一項	法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項	遺族給付金
事業主等	法第九十一条の二第一項	法	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定により確定給付企業年金法第九十一条の二第三項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定により正前確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の規

第一項若しくは第九十一条の五 第一項の規定により法第九十 一条の三第一項に規定する残 余財産の移換の申出を受けた 終了した確定給付企業年金の 清算人	脱退一時金相当額又は残余財 産	脱退一時金相当額	第六十五条の四にお いて準用する第二十 五条
法第九十一条の七において準 用する法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十 五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の 規定によりなおその効力を有するものとされた	第六十五条の四にお いて準用する第二十 五条	

第六十五条の四において準用する第二十 九条第三号	第六十五条の四において準用する第二十 九条第三号	の部分	第六十五条の四において準用する第二十 九条各号列記以外	
法第九十一条の七において準用する法			法第九十一条の七において準用する法	平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法		平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

	用する法
三条	定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
第六十五条の四において準用する第三十条	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
四条	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
3 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令

第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二

法第九十一条の二第三項及び

第九十一条の三第三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確

		定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
第九十一条の三第三項	企業年金連合会（厚生年金保険法第一百四十九条第一項の企業年金連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会
遺族給付金	老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する	老齢給付金及び遺族給付金

第六十五条の四において準用する第二十	第六十五条の四において準用する第二十 五条	脱退一時金相当額又は残余財産
法第九十一条の七において準用する法	法第九十一条の七において準用する法 の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改		残余財産

			六条第一項及び第二 十九条各号列記以外 の部分	正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
四条	第六十五条の四において準用する第三十条	第六十五条の四において準用する第二十九条第三号	第六十五条の四において準用する第二十九条第三号	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
四条	第六十五条の四において準用する第三十条	第六十五条の四において準用する第三十条	第六十五条の四において準用する第三十条	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
四条	第六十五条の四において準用する第三十条	第六十五条の四において準用する第三十条	第六十五条の四において準用する第三十条	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

て準用する改正前確定給付企業年金法

5 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。

6 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二

法第九十一条の二第三項及び
第九十一条の三第三項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平
成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第
六十五条の五第三項において「平成二十五年改
正法」という。）附則第六十三条第三項の規定
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第二条の規定による改正前の確
定給付企業年金法（第六十五条の五第三項にお
いて「改正前確定給付企業年金法」という。）

第九十一条の四第三項

企業年金連合会（厚生年金保
険法第一百四十九条第一項の企
業年金連合会

企業年金連合会

存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第
十三号に規定する存続連合会

項 第六十五条の五第三		
法第九十一条の二第一項	法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一 条の四第三項及び第九十一 条の五第三項	老齢給付金及び遺族給付金、 法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金
平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	同項	障害給付金及び遺族給付金

第六十五条の四において準用する第二十 五条		
法第九十一条の七において準 用する法	第六十五条の四第一項若しくは第九 十一条の五第一項の規定によ り法第九十一条の三第一項	脱退一時金相当額の移換の申 出を受けた事業主等又は法第 九十五条の三第一項、第九十 一条の四第一項若しくは第九 十一条の五第一項の規定によ り法第九十一条の三第一項
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十 五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の	脱退一時金相当額又は残余財 産	正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項 同項

第六十五条の四において準用する第三十 四条	第六十五条の四において準用する第二十 六条及び第三十三条	
法第九十一条の五第四項及び 第九十一条の七において準用 する法	法第九十一条の七において準 用する法	平成二十五年改正法附則第六十三 条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改 正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第六十三 条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改 正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十三 条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改 正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企 業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十 一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法

7 平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。

8 平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条の二

法第九十一条の二第三項及び

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

第九十一条の三第三項

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

老齢給付金及び遺族給付金、 法第九十一条の四第三項の規	企業年金連合会（厚生年金保 業年金連合会	<p>成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第 六十五条の五第三項において「平成二十五年改 正法」という。）附則第六十三条第四項の規定 によりなおその効力を有するものとされた平成 二十五年改正法第二条の規定による改正前の確 定給付企業年金法（第六十五条の五第三項にお いて「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> <p>第九十一条の五第三項</p>
遺族給付金	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第 十三条に規定する存続連合会	

	第六十五条の五第三項		
脱退一時金相当額の移換の申 項	法第九十一条の二第一項 条の五第三項	法第九十一条の二第三項、第 九一条の三第三項、第九十 一条の四第三項及び第九十一 条の五第三項	定により連合会が支給する障 害給付金及び遺族給付金並び に法第九十一条の五第三項の 規定により連合会が支給する 遺族給付金
平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規 正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項	平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項	同項	

<p>第六十五条の四において準用する第二十 五条</p>	<p>出を受けた事業主等又は法第 九十五条の三第一項、第九十 一条の四第一項若しくは第九 一条の五第一項の規定によ り法第九十五条の三第一項 脱退一時金相当額又は残余財 産</p>	<p>正前確定給付企業年金法第九十五条の五第一項 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十五条の三第一項 第一条の四第一項若しくは第九 一条の五第一項の規定によ り法第九十五条の三第一項 脱退一時金相当額又は残余財 産</p>
<p>法第九十五条の七において準 用する法</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。以下この条、第二 十六条第一項及び第三十四条において「平成二 十五年改正法」という。）附則第六十三条第四 項の規定によりなおその効力を有するものとさ</p>	<p>正前確定給付企業年金法第九十五条の三第一項 第一条の四第一項若しくは第九 一条の五第一項の規定によ り法第九十五条の三第一項 脱退一時金相当額又は残余財 産</p>	

第六十五条の四において準用する第三十 四条	第六十五条の四において準用する第二十 六条第一項	
法第九十一条の五第四項及び 第九十二条の七において準用 する法	法第九十一条の七において準 用する法	
平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の七におい て準用する改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第九十一条の五第四項 及び第九十二条の七において準用する改正前確 定給付企業年金法第九十一条の五第四項	れた平成二十五年改正法第二条の規定による改 正前の確定給付企業年金法（以下この条、第二 十六条第一項及び第三十四条において「改正前 確定給付企業年金法」という。）第九十一条の 七において準用する改正前確定給付企業年金法

(移換金に関する経過措置)

第六十七条 平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第一百五条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第四項及び第一百六条において「連合会」という。）」とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第一項及び第四項、第八十八条の三第二項（第一号を除く。）並びに第九十三条第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第八十八条の二第一項
第八十八条の三第二項各号列記以外の部	第八十八条の二第四項	法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
定により厚生年金基金脱退一定によりなおその効力を有するものとされた改	前三項 第一項	法第一百十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一定によりなおその効力を有するものとされた改

				分
項第二号	第八十八条の三第二 法	又は 当該厚生年金基金中途脱退者	又は 當該法第百四十四条の三第一 項に規定する中途脱退者（以 下この項において「厚生年金 基金中途脱退者」という。）	当該厚生年金基金の厚生年金 保険法第百四十四条の三第一 項に規定する中途脱退者（以 下この項において「厚生年金 基金中途脱退者」という。）
正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法	当該		時金相当額の移換を受けたと き又は法

3 平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第四項及び次条において「連合会」という。）」とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段及び第四項、第八十八条の三第一項（第一号を除く。）及び第九十三条第四項の規定、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段において準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十八条の二第二項前段

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

分 法第一百十五条の二第二項の規 平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規	第八十八条の三第一 項各号列記以外の部	第八十八条の二第四 項	成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次 条第一項において「平成二十五年改正法」とい う。）附則第六十四条第二項の規定によりなお その効力を有するものとされた平成二十五年改 正法第二条の規定による改正前の確定給付企業 年金法（次条第一項において「改正前確定給付 企業年金法」という。）

			定により脱退一時金相当額の 定によりなおその効力を有するものとされた改 移換を受けたとき又は法
第八十八条の三第一 項第二号		中途脱退者又は中途脱退者等 に係る	中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第六十 四条第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた改正前確定給付企業年金法第百十 五条の四第一項に規定する中途脱退者等をいう 。以下同じ。）に係る
法第九十一条の二第二項	法第一百十五条の五第二項	中途脱退者又は中途脱退者等 に支給する	中途脱退者等に支給する
平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第一百十五条の五第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第一百十五条の五第二項		

第九十三条第四項 第八十八条の二第二項前段において準用する同条第一項	法第九十一条の三第一項 法第一百十五条の四第一項	厚生年金基金 存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改定によりなおその効力を有するものとされた改定による改正前の確定給付企業年金法（以下こ
	正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項 正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項		正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項 正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項

の項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第一百十五条の五第一項

		同項	
確定給付企業年金の加入者	項において同じ	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第一項をいう。次条第一項及び第二	いう。
平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第一百十七条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次		

5 平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第一百十七条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（次

項及び次条において「連合会」という。)」とする。

6 平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第三項前段及び第四項の規定、同条第三項前段において準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十八条の二第四項前段	第八十八条の二第三項法
前三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
前項前段において準用する第一項	

		項
	第八十八条の二第三項前段において準用する同条第一項	法第一百十五条の四第一項
同項		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第一百十七条の三第一項
正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第一項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第一項

をいう。次条第一項及び第二項において同じ

確定給付企業年金の加入者	企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）
--------------	--

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項

（存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例）

第六十八条 存続連合会は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定により老齢年金給付支給対象者（同項に規定する老齢年金給付支給対象者をいう。）の一部に係る代行給付支給義務（同項に規定する代行給付支給義務をいう。）を免れようとするときは、当該老齢年金給付支給対象者の選定は、規約で定めるところにより、合理的な基準を用いて行うほか、当該基準その他必要な事項について、当該老齢年金給付支給対象者に周知しなければならない。

(平成二十五年改正法附則第六十六条の責任準備金相当額の算出方法)

第六十九条 平成二十五年改正法附則第六十六条の責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の認可があつた日を存続連合会が解散した日とみなして第五条第一項の規定に基づき計算した額に基づき第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第七十四条の二の規定の例により計算した額とする。

(存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等)

第七十条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合においては、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十六条」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額の」とあるのは「責任準備金相当額の」とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行

令第八十二条（第三号を除く。）及び第八十四条から第八十八条までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条各号列記	法 以外の部分
厚生年金基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会	

				第八十四条
第七十九条又は厚生年金基金	法第一百四条第五項	法第一百十四条第一項	法第一百十四条第三項	法第一百十四条第一項
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第一項
第八十七条第一項		第八十六条	第八十五条	

第八十七条第二項	
法	令
給付企業年金法 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定	<p>の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりな</p> <p>おその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）</p>

3 平成二十五年改正法附則第六十七条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

責任準備金（同法第百十三条）	<p>第一項 、同法</p> <p>、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第	

		第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額
第二項	同法第一百四条第一項に	八条に規定する責任準備金相当額をいう。）
確定給付企業年金法	同項に	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法

第七節 存続連合会への事務委託に関する事項

第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一次に掲げる額の算定に関する事務

イ 政府が平成二十五年改正法附則第八条の規定により存続厚生年金基金から徴収する責任準備金相当額

額

ロ 政府が平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定により自主解散型基金から徴収する減額責任

準備金相当額

ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定により自主解散型基金から徴収する年金給付等積立金の額及び当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額

二 政府が平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により清算型基金から徴収する減額責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する年金給付等積立金の額

ホ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額

ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一条第一項の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十条第四項第一号に掲げる額

二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（改正後厚生年金保険法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金をいう。）の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、

平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第一項

の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。

3 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務

二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

4 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、

平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項

（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読み替え等）

第七十二条 平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条

の規定の例による場合においては、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十二条」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額の」とあるのは「責任準備金相当額の」とする。

2 平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条（第三号を除く。）及び第八十四条から第八十八条までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条各号列記

法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三条第一項の

以外の部分

第八十六条		第八十五条	第八十四条	
法第一百四条第一項	法第一百十四条第三項	法第一百十四条第一項	厚生年金基金	規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会	規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

第八十七条第一項		
第七十九条又は厚生年金基金 令	法第百十四条第五項 平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項	給付企業年金法第百十四条第一項
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令		定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項

第七十三号) 第一条の規定による廃止前の厚生

年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)

)

第八十七条第二項	法
平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3

平成二十五年改正法附則第七十三条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

、同法

、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。)附則第

七十三条第一項の規定によりその例によること

とされた平成二十五年改正法第二条の規定によ

る改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法

律第五十号。次項において「改正前確定給付企

業年金法」という。）

責任準備金（同法第百十三条

第一項に規定する責任準備金

をいう。）に相当する額

責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第

八条に規定する責任準備金相当額をいう。）

同法第百十四条第一項に

同項に

第二項

確定給付企業年金法

平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定

給付企業年金法

（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）

第七十三条 平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により連合会が支給する年金たる給付又是一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

(連合会に関する読み替え等)

第七十四条 平成二十五年改正法附則第七十七条において改正後確定給付企業年金法第三十四条第一項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項た だし書	老齢給付金、脱退一時金及び 遺族給付金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三号。第三十六条第一項 及び第三十七条第一項において「平成二十五年 改正法」という。）附則第七十五条第二項の年
------------------	------------------------	---

第二十五条 法	<p>2 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平	<p>第三十六条第一項 加入者又は加入者であつた者 基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。）</p> <p>第三十七条第一項 事業主等 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会</p>

成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第

二十九条において「平成二十五年改正法」とい

う。）附則第七十七条において準用する平成二

十五年改正法第一条の規定による改正後の確定
給付企業年金法（第二十九条において「改正後
確定給付企業年金法」という。）

平成二十五年改正法附則第七十七条において準

用する改正後確定給付企業年金法

平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年

金たる給付又は一時金たる給付（以下この条に
おいて「老齢給付金」という。）

以外の部分

第二十九条各号列記

法

第二十九条第一号

老齢給付金

金法等の適用）

（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年

第七十五条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十一条の八第一項第六号	第九十一条の八第一及び一時金
積立金	(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)の規定により連合会が支給する年金たる給付を含む。)及び一時金(平成二十五年改正法の規定により連合会が支給する一時金たる給付を含む。)
項第八号	積立金(平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。以下同じ。)

第六十五条の九	業務	第九十一条の八第一項第十二号	業務
		第九十一条の三十 及び一時金	業務（平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）

2 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が行う業務を含む。次条において同じ

第六十五条の十六に

給付

において準用する第十

八条第四項

給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。第二十条第二項において同じ。）

第四章 その他の経過措置

（徴収金等の帰属する会計）

第七十六条 平成二十五年改正法附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十五条第一項において準用す

る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付

企業年金法第一百四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又

は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会

計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

2 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置）

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条（第三項を除く。）の規定を適用する場合においては、同条第四項ただし書中「第八十五条各号の一に該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十五条第一項（同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により自主解散型納付計画（同法附則第二十三条において準用する場合にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十二条において準用する場合にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。）の承認を取り消したとき」とする。

（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）

第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第四条の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

各号列記以外の部分

法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）の規定による保険料

			第一号
第三号	第二号		が厚生労働省令で定める月数 分以上の保険料を滞納
保険料その他法（第九章を除く。第四条の五において同じ。）の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法加算金の額	法 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は	規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過	に平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過

（大正十一年法律第七十号）

の規定による保険料又は船員
保険法の規定による保険料、
児童手当法（昭和四十六年法
律第七十三号）の規定による
拠出金、厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例
等に関する法律（平成十九年
法律第百三十一号）の規定に
よる特例納付保険料その他こ
れらの法律の規定による徴収
金（厚生労働省令で定めるも
のを除く。以下この号におい

て同じ。）を滞納していると

きは、当該滞納している保険

料、拠出金、特例納付保険料

又はこれらの法律による徴収

金の合計額を加算した額）

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号

に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭

和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定によ

る拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定

により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付

及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料そ

の他これら法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における

次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六百四十三条号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第十号）、第三号、児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号及び厚生年金	その他これらの法律（その他これらの法律（以下この号において「厚年法等」という。）を滞納
滞納	又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金（督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。）を

<p>保険の保険給付及び 保険料の納付の特例 等に関する法律施行</p> <p>令（平成十九年政令 第三百八十二号）第 三条第二号</p>	<p>又はこれらの法律の規定によ る徴収金</p>
<p>厚生年金保険法施行 その他の法律</p>	<p>若しくは厚年法等の規定による徴収金又は平成 二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金 等</p>
<p>令第四条の二第三号 を滞納</p> <p>又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二 条第二項の規定により厚生年金保険法の規定に よる保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収</p>	<p>その他の法律（以下この号において「健 保法等」という。）</p>

	又はこれらの法律による徴収 金	金若しくは加算金（督促状を発してから厚生労 働省令で定める期間を経過しているものに限る 。以下この号において「平成二十五年厚生年金 等改正法の規定による徴収金等」という。）を
3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法 の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等 その他の处分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	若しくは健保法等の規定による徴収金又は平成 二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金 等	滞納

六十三条、船員保険

法施行令第三十四条

、厚生年金保険法施

行令第四条の二及び

児童手当法施行令第

七条の八第二項

厚生年金保険の保険

給付及び保険料の納

付の特例等に関する

法律施行令第三条

次の各号

第一号及び第三号

4

第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付

義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第百五十三条の二第一項、厚生年金

保険法第百条の五第一項、児童手当法第二十二条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

(不服申立てに関する技術的読み替え)

第七十九条 平成二十五年改正法附則第八十四条において改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一条の三中「第九十条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十四条において準用する第九十条第一項」と読み替えるものとする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第八十条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による報告の受理

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
(機構への事務の委託)

第八十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務（当該徴収を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 改正後厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百条の十第二項

前項各号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次項において「経過措置政令

第四十四条の二第二 確定給付企業年金法（平成十 九年五月二十二日法律第百三 五号）	第四十四条の二第一 第一百三十二条第二項 項	第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	「と/or（）」第八十一条第一項各号 経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項 において準用する前項
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百三十二条第二項	（改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読み替え）	第一百条の十第三項 前二項 第一項各号 同条第一項各号

項第一号

三年法律第五十号)

よりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）

同法

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

他の厚生年金基金

他の存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）

第四十四条の二第二項第二号、第三項及

び第四項

			第四十六条第五項
第六十条第三項			、第一項
第一項第二号口	第四十四条の二第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項	後の第一項
平成二十五年改正法第一条の規定による改正後四項	）及び第四十四条の三第四項	）及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する第四十四条の三第三項	、平成二十五年改正法第一条の規定による改正

の第一項第二号ロ

期間が厚生年金基金

期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条

第十二号に規定する厚生年金基金

第四十四条の二第一項

同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律の規定の読み替え等）

第八十三条 平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。）第四条から第六条まで、第

十条並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	厚生年金基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金
厚生年金保険法第百四十一条第一項の規定により準用される同法	厚生年金保険法第百四十一条第一項の規定により準用される同法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第一百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法

		同法第三十九条第四項
同法第八十一条の三第一項	同法第八十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第四項
同法第一百七十七条第一項	同法第一百七十七条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条の三第一項

			未納掛金を徴収する権利について同項の規定に いて同法第百七十条第一項
	第五条第三項及び第 五項並びに第五条第 五項及び第九項	同法第二十九条第五項	同法第二十九条第五項
同法第一百四十一条第一項の規	厚生年金保険法	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前
同項の規定によりなおその効力を有するものと	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法	厚生年金保険法第百二十九条第五項

第十四条第二項		第十条 第六条第一項各号	第五条第十三項及び 第六条第一項各号	
対象設立事業主若しくは第五	厚生年金保険法 基金又は連合会	厚生年金保険法 基金	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	定により準用される同法
対象設立事業主又は第五条第三項の役員であつ	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前	厚生年金保険法 基金	厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前 よりなおその効力を有するものとされた改正前	された改正前厚生年金保険法第百四十二条第一 項において準用する改正前厚生年金保険法

				条第三項の役員であった者又は解散した基金の対象設立事業主若しくは第八条第三項の役員であった者は、第四条第一項に規定する場合に特例対象加入員
第十四条第三項	厚生年金保険法	基金又は連合会	一項又は第七条第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員	た者は、第四条第一項に規定する場合に特例対象加入員
若しくは第五条第十三項において準用する同条第三項の役員	又は第五条第十三項において準用する同条第三項の役員であつた者	基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	

			員であった者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第一百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十三項において準用する同条第三項の役員であつた者
同条第一項又は第七条第四項において準用する同条第一項	同条第一項	第四条第一項	第四条第一項

生年金特例法第七条から第十条まで並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	基金
厚生年金保険法第百四十一条 第一項の規定により準用される同法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）
厚生年金保険法第百四十一条 第一項の規定により準用される同法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第一百四十一条第一項において準用する

第八条第十二項	第七条第四項並びに 第八条第五項及び第 九項	企業年金連合会	前厚生年金保険法第百七十一条第一項	厚生年金保険法第百二十八条
同法第一百四十二条第一項の規	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による存続連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会	、未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十一条第一項

				定により準用される同法
第十四条第二項	第十条	第九条第一項各号	第八条第十三項及び	同法第一百三十九条第四項
対象設立事業主若しくは第五 条第三項の役員であつた者又 は解散した基金の対象設立事 業主若しくは第八条第三項の	基金又は連合会	厚生年金保険法	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正前
解散した基金の対象設立事業主又は第八条第三 項の役員であつた者は、第七条第一項に規定す る場合に特例対象解散基金加入員	連合会	厚生年金保険法	厚生年金保険法第百三十九条第四項	された改正前厚生年金保険法第百四十二条第一 項において準用する改正前厚生年金保険法

	第十四条第三項	
役員であった者は、第四条第一項又は第七条第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員	基金又は連合会	
又は第七条第四項	連合会	第七条第四項

同法	改正前厚生年金保険法
第四条第一項又は第七条第一項	第七条第一項
第四条第五項において準用する同条第一項又は第七条第四項	第七条第四項

- 3 平成二十五年改正法附則第一百四十二条第四項の規定により平成二十五年改正法附則第二百二十二条第四項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法第二百二十二条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号。以下「改正後審査会法」という。）の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた改正後審査会法第十九条中「平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合（平成二十五年改正法附則第一百四十二条第四項の規定により適用する場合を含む。）」とする。
- 4 平成二十五年改正法附則第一百四十二条第六項の規定により同条第五項において準用する改正後厚生年金

保険法第九十条第一項及び第二項並びに第九十一条の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会について平成二十五年改正法附則第一百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号、平成二十五年改正法附則第一百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）第二条第一項第三号の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年改正法 附則第一百二十二条第 二項の規定により読み 替えられた改正後 審査会法第三条第二 号	厚生年金保険法 厚生年金保険法の規定及び平成二十五年改正法 附則第一百四十二条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成二十五年改正法 附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金 保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關 する法律（平成十九年法律第一百三十一号）
---	--

<p>平成二十五年改正法 及び平成二十五年改正法</p> <p>附則第二百二十二条第 四項の規定により読み替 えられた改正後</p> <p>審査会法第三十二条 第五項</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第二百四十二条第二項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定に よる改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険 料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法 律第二百三十一号）第八条第八項（同条第十三項 において準用する場合を含む。）の規定により その例によるものとされる場合を含む。）及び 平成二十五年改正法</p>
<p>整備政令附則第四条 の規定により読み替 えられた整備政令第 十九条の規定による</p>	<p>厚生年金保険法</p>
<p>厚生年金保険法の規定及び平成二十五年改正法 附則第二百四十二条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成二十五年改正法 附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第二百四十二条第二項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定に よる改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険 料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法 律第二百三十一号）第八条第八項（同条第十三項 において準用する場合を含む。）の規定により その例によるものとされる場合を含む。）及び 平成二十五年改正法</p>

改正後の社会保険審

査官及び社会保険審

査会法施行令第二条

保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關

する法律（平成十九年法律第百三十一号）

第一項第三号

5 平成二十五年改正法附則第一百四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により存続連合会が行う標準給与（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百二十九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定又は決定は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定により存続厚生年金基金が行う標準給与の改定又は決定の例による。

（厚生労働省令への委任）

第八十四条 第二章からこの章までに定めるもののほか、平成二十五年改正法の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則

この政令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

別表（第四十三条関係）

月 数	金 額	○月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
○円	一、〇一〇円	二、〇三〇円	三、〇六〇円	四、一一〇円	五、一六〇円	六、二三〇円	七、三一〇円	八、四一〇円		

二 一 月	二 〇 月	一 九 月	一 八 月	一 七 月	一 六 月	一 五 月	一 四 月	一 三 月	一 二 月	一 一 月	一 〇 月	九 月
三 三、 七 六 〇 円	三 一、 六 五 〇 円	三 〇、 五 三 〇 円	一 九、 四 二 〇 円	一 八、 三 二 〇 円	一 七、 二 二 〇 円	一 六、 一 三 〇 円	一 五、 〇 四 〇 円	一 三、 九 六 〇 円	一 二、 八 九 〇 円	一 一、 七 八 〇 円	一 〇、 六 四 〇 円	九、 五 二 〇 円

				二三月	二三月
				二三月	二三月
				二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
				八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額	八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額
				えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額	えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
				三七、〇六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇一〇円を加えて得た額	三七、〇六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇一〇円を加えて得た額
				四九、一三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額	四九、一三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
				えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額	えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額
				六一、〇九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額	六一、〇九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額
				七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額	七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額

数をそれぞれ加えて得た月数	えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額
九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九九、八三〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額
一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一二、九六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額
一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二六、二一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額
一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一三九、五九〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額
一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一五三、一一〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額
一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一六六、七五〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額

一六七月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	一八〇、五二〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額
一七九月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	一九四、四二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額
一九一月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	二〇八、四六〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額
二〇三月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	二二二、六四〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額
二一五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	二三六、九七〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二一〇円を加えて得た額
二二七月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	二五一、四四〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
二三九月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	二六六、〇五〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額

月数をそれぞれ加えて得た月数	該加えた月数の一月につき一、二三〇円を加えて得た額	
二五ー月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二八〇、八一〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額
二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二九五、七〇〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二六〇円を加えて得た額	
二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三一〇、七五〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二七〇円を加えて得た額	
二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三二五、九五〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二八〇円を加えて得た額	
三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三四一、三〇〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二九〇円を加えて得た額	
該加えた月数の一月につき一、三一〇円を加えて得た額	三五六、七九〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三一〇円を加えて得た額	

三二三月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三四七月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三五九月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三七二、四四〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当 該加えた月数の一月につき一、三二〇円を加えて得た額
三三五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三四七月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三四七月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三八八、二五〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当 該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額
三九五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三七一月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三七一月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	四〇四、二一〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当 該加えた月数の一月につき一、三四〇円を加えて得た額
三八三月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三八三月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三八三月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	四二〇、三二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当 該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額
三九五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三九五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	三九五月に一月から一二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当 該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額

月数をそれぞれ加えて得た月数	該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額
四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四八六、三七〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額
四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五〇三、二八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額
四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額
四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五三七、五七〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額
四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額
五六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七二、四九〇円に、上欄で五六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四八〇円を加えて得た額

四七九月に一月から一二二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	五九〇、一一〇〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四九〇円を加えて得た額
四九一月に一月から一二二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇八、〇六〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額
五〇三月に一月から一二二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額
五一五月に一月から一二二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額
五二七月に一月から一二二月までの 月数をそれぞれ加えて得た月数	六六一、七〇〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額
五四〇月	六八一、七七〇円

付録（第四十三条関係）

$$(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12} + B$$

備考

一 A、P、t 及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 別表の規定により各月数により定まる金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあつた日の属する月までの月数

B 第四十三条第二項に規定する月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあつた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合における中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により支払われる金額

1 $(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12}$ に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。